

京都大学原子炉実験所規程の一部を改正する規程

京都大学原子炉実験所規程（平成十六年達示第四十二号）の一部を次のように改正する。
第七条第一項中「原子炉医療基礎研究施設」を「粒子線腫瘍学研究センター」に改める。

附則

2 1 この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

2 この規程の施行後最初に任命する粒子線腫瘍学研究センター長の任期は、第七条第三項の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日までとする。